

令和5年
2月より

電気工事士の免状が 変わります！

福島県では法律改正に基づき、
第1種電気工事士、第2種電気工事士の免状を
次のとおり変更します。

令和5年1月末まで

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。（電気工事士法第5条第2項）
- 2 免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。（電気工事士法施行令第4条）
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。（同令第5条）
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。
- 6 免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。（電気工事士法第4条の2）

福島県 第 号
第一種電気工事士免状

氏名 _____
生年月日 年 月 日生
年 月 日 交付

福島県知事

令和5年2月発行から

第一種電気工事士免状

福島県 第00000000号

氏名 福島 太郎

生年月日 2022年5月18日 生

2022年5月18日 交付

福島県知事

手帳サイズの紙

プラスチックカード

※令和5年2月1日に申請書が到着したもののから
カードでの発行となります。

※既に発行している紙形式の免状は、
カード形式に移行した後も引き続き有効です。

※カードに変更したいとの理由での再発行はできません。
（再発行は紛失、破損等の理由のみで、手数料2,700円がかかります。）

※申請に必要な写真が**1枚**に変更になりました。

◆お問い合わせ◆福島県危機管理部消防保安課

電話：024-521-7189（平日8:30～17:15受付）